

令和7年度第1回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会

次 第

日 時：令和7年7月28日（月）13時30分～

場 所：恵庭市民会館 2階 大会議室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 挨拶

4. 自己紹介

5. 部会長・副会長の選任

6. 児童福祉専門部会について

7. 議 事

①こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について

8. 報 告

①第2期えにわっこ☆すこやかプランの実績報告及び

第3期えにわっこ☆すこやかプランについて

②病児・病後児保育事業について

③医療的ケア児レスパイト事業について

9. そ の 他

【配布資料】

（資料1）こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について

（資料2）第2期えにわっこ☆すこやかプランの実績報告及び

第3期えにわっこ☆すこやかプランについて

（資料3）病児・病後児保育事業について

（資料4）医療的ケア児レスパイト事業について

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について

1. 経緯

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、改正後の児童福祉法において「乳児等通園支援事業」が創設され、国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、乳児等通園支援事業を行うことができるとされています。

2. 認可手続き及び基準

認可申請があった場合は、児童福祉法第34条の15第3項各号及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めた市の条例に基づき、審査を行うとともに、恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会にて意見聴取をするよう定められています。

（参考）恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例で定める基準事項

基準一覧	
◇安全計画の策定等 ◇自動車を運行する場合の所在の確認 ◇他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準 ◇利用乳幼児を平等に取り扱う原則 ◇虐待等の防止 ◇食事 ◇秘密保持等 ◇乳児等通園支援事業の区分 ◇設置及び職員の基準 ◇乳児等通園支援の内容	◇最低基準の目的 ◇最低基準の向上 ◇最低基準と乳児等通園支援事業者 ◇乳児等通園支援事業の一般原則 ◇乳児等通園支援事業者と非常災害 ◇職員の一般的条件 ◇職員の知識及び向上等 ◇衛生管理等 ◇内部の規程 ◇帳簿 ◇苦情への対応 ◇保護者との連絡 ◇電磁的記録

3. 認可手続きに関するスケジュール

実施月	内容
5月～6月	令和7年度乳児等通園支援事業の実施事業者を公募
6月25日	認定こども園等4事業者を選定し、認可申請に関する案内を通知
7月10日	3事業者から認可申請書類を受理
7月28日	恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会にて意見聴取し、認可

NO	施設名	所在地	施設類型	連絡先	実施方法	利用方法	実施日	実施時間等	給食提供	その他備考	基本利用料金 ※1 時間			本事業の定員			計	
											0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児		
1	学校法人高陽学園 クラーク幼稚園	恵庭市住吉町3丁目9-1	幼稚園型 認定こども園	33-2527	一般型 専用室独立実施型	定期利用	火・金	8：30～14：00	あり ※300円	仲よしクラス（2歳児プレスクール）入会で利用 可能			300円			12	12	12
2	学校法人高陽学園 認定こども園さくら	恵庭市大町1丁目10-5	幼保連携型 認定こども園	32-4382	一般型 在園児合同型	定期利用	火・水	9：30～11：30	なし	・750円（保険代 ※利用毎必要） ・※対象者のみ300円（クリスマス行事） ・※対象者のみ600円（誕生日プレゼント）		300円			2			2
3	NPO法人えにわスマイル保育園 すえひろスマイル保育園	恵庭市末広38番地	地域型保育 事業所	29-3298	一般型 在園児合同型	定期利用	月～金	9：00～11：00 9：00～13：00	あり ※300円	150円（おもつつサブスク ※利用毎必要）	500円	400円	300円	1	1	1	1	3

※公立園

1	すみれ保育園	恵庭市柏陽町3丁目24-1	認可保育所	33-3388	一般型 専用室独立実施型	定期利用	月・水・金 1歳クラス 火・木 2歳クラス	9:00～11:00	なし			300円	300円		2	2	2	4
---	--------	---------------	-------	---------	-----------------	------	--------------------------------	------------	----	--	--	------	------	--	---	---	---	---

事業所名	学校法人高陽学園 認定こども園クラーク幼稚園				
所在地	恵庭市住吉町3丁目9番1号				
施設長名	園長 秋元 仁				
定員数	0歳 0人	1歳 0人	2歳 12人	合計 12人	
本施設の種類	認定こども園	事業類型		一般型（専用室独立実施）	
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室等の状況	乳児室 ㎡	ほふく室 ㎡	保育室 （遊戯室） 56.61㎡	便所 有	調理設備 無
運営体制					
提供時間（利用可能枠）	8時30分 から 14時00分まで				
開所日	火曜日・金曜日				
休所日	日・祝日・年末年始（12月28日～1月3日） 幼稚園の春・夏・冬休みの期間				
職員配置	保育士	常勤2名	非常勤 0名		
給食の提供	有（外部搬入者による：ユニオン給食）				
食物アレルギー対応方針	入園児にアレルギーの有無を確認し、医師の指示書を提供してもらう 除去食・代替食は、栄養士・給食業者と連携し、安全に提供 アレルギー対応食は専用容器で提供しダブルチェックを徹底 職員全員に情報共有し、誤配を防ぐ体制を整えている 発症時は速やかに対応・記録・保護者連絡を行い、必要に応じて救急対応				
非常災害対策・事故対策					
防災・防犯計画	策定済				
防災訓練	年12回【避難・消火訓練：12回】				
事故発生防止に関する方針等	・月に1回の避難訓練の実施、事故防止マニュアルの整備と周知、ヒヤリハットの記録・共有、散歩コース作成（危険箇所をさける）				
苦情への対応					
苦情に対する措置	苦情受付窓口の設置				
職員研修					
研修回数	職員の資質の向上を図るための研修 ： 年5回				

職員体制計画		
職員体制	専任職員 2名 (内、常勤1名)	保育士2名

職員配置基準			
園児の年齢	定員	職員配置基準	
0歳児	0	÷3人＝	0.0人
1歳児	0	÷6人＝	0.0人
2歳児	12	÷6人＝	2.0人
基準上必要な職員数（職員配置基準）			2人

保育室等の面積基準				
園児の年齢	定員	各室面積合計 (誰通使用可能面積)	利用者1人当 たりの面積	面積基準
0歳児	0	0 m ²		園児1人当たり1.65m ²
1歳児	0	0 m ²		園児1人当たり3.3m ²
2歳児	12	56.61 m ²	4.72	園児1人当たり1.98m ²
保育室等の面積		56.61		適合

(参考)	
実 施 方 法 (3種類)	【一般型(在園児と合同)】 ・保育所等の定員とはかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・専用スペースは設けず、在園児と合同 【一般型(専用室独立実施型)】 ・保育所等の定員とかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・在園児とは別の専用スペースを設ける 【余裕活用型】 ・保育所等で利用児童が定員に達していない場合に定員の範囲内で受け入れる方法 ・基本的に在園児と合同
	● 乳児室又はほふく室及び便所を設けること ● 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、1.65㎡ ● ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3㎡ ● 満2歳以上の幼児を利用させる事業所には、乳児等通園支援室又は遊戯室及び便所を設けること ● 乳児等通園支援室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、1.98㎡
	● 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、事業所一につき2人を下ることはできない ● 乳児等通園支援従事者は、専ら従事するものでなければならない

事業所	学校法人高陽学園 認定こども園さくら			
所在地	恵庭市大町1丁目10-5			
施設長名	園長 田中裕子			
定員数	0歳 人	1歳 2人	2歳 人	合計 2人
本施設の種類	認定こども園	事業類型 一般型（在園児合同）		
設備の状況				
所有形態	貸与（市）			
保育室等の状況	乳児室	ほふく室	保育室 （遊戯室）	調理 設備
	19.98㎡	40.05㎡	66.9㎡	有
運営体制				
提供時間 （利用可能枠）	9時30分 から 11時30分まで			
開所日	火曜日・水曜日			
休所日	日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）			
職員配置	保育士	常勤1名	非常勤0名	
給食の提供	無			
非常災害対策・事故対策				
防災・防犯計画	策定済			
防災訓練	年14回【避難・消火訓練：12回 その他訓練：2回】			
事故発生防止に関する方針等	事故未然防止マニュアルを作成、活用（安全な保育環境の確保・職員の質の向上・緊急時における対応体制の確認・関係機関との連携）			
苦情への対応				
苦情に対する措置	苦情受付窓口の設置			
職員研修				
研修回数	① 職員の資質の向上を図るための研修：年8～12回 ② 利用乳幼児の安全の確保に関する研修：年2～3回			

職員体制計画		
職員体制計画	専任職員	1名 保育士1名 (内、常勤1名)
職員配置基準		
園児の年齢	定員	職員配置基準
0歳児	0 ÷ 3人＝	人
1歳児	2 ÷ 6人＝	0.33人
2歳児	0 ÷ 6人＝	人
基準上必要な職員数（職員配置基準）		2.0人
保育室等の面積基準		
園児の年齢	定員	各室面積合計 / 誰通使用可能面積
0歳児	0	0㎡
1歳児	2	66.9㎡
2歳児	0	0㎡
保育室等の面積		66.9㎡
		17.4㎡
		17.4㎡

※次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- ① 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下①及び②において「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育所その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- ② 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができる。

(参考)	【一般型(在園児と合同)】 ・保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・専用スペースは設けず、在園児と合同
実施方法 (3種類)	【一般型(専用室独立実施型)】 ・保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・在園児とは別の専用スペースを設ける
設備基準概要 ※一般型の場合	【余裕活用型】 ・保育所等で利用児童が定員に達していない場合に定員の範囲内で受け入れる方法 ・基本的に在園児と合同
職員基準概要 ※一般型の場合	● 乳児室又はほふく室及び便所を設けること ● 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、1.65㎡ ● ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3㎡ ● 満2歳以上の幼児を利用させる事業所には、乳児等通園支援室又は遊戯室及び便所を設けること ● 乳児等通園支援室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、1.98㎡

事業所名	NPO 法人えにわスマイル保育園 すえひろスマイル保育園					
所在地	恵庭市末広町 3 8 番地					
施設長名	園長 澤崎 茂雄					
定員設定	0 歳 1 人	1 歳 1 人	2 歳 1 人	合計 3 人		
本施設事業類型	地域型保育事業所	事業類型		一般型（在園児合同）		
設備の状況						
所有形態	自己所有					
使用する保育室等の状況	乳児室	ほふく室	保育室 （遊戯室）	便所	調理設備	
	29.83 ㎡	29.73 ㎡	23.74 ㎡	有	有	
運営体制						
提供時間 （利用可能枠）	① 9 時 0 0 分 から 1 1 時 0 0 分 まで ② 9 時 0 0 分 から 1 3 時 0 0 分 まで					
開所日	月曜日～金曜日					
休所日	日・祝日・年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日） 8 月 1 3 日～1 5 日、3 月 3 1 日					
職員配置	保育士	常勤 非常勤	9 名 2 名	その他 の職員	常勤 非常勤	2 名 1 名
給食の提供	有					
食アレルギー対応方針	自園調理 食物アレルギー対応方針 乳、卵のみ対応 衛生管理の実施状況を記録し、保存					
非常災害対策・事故対策						
防災・防犯計画	策定済					
防災訓練	年 1 4 回【避難・消火訓練：1 2 回 その他訓練：2 回】					
事故発生防止に関する方針等	事故が起きた場合の速やかな状況把握対処と報告					
苦情への対応						
苦情に対する措置	苦情受付窓口の設置					
職員研修						
研修内容及回数	① 職員の資質の向上を図るための研修 ：年 6 回 ② 利用幼児の安全の確保に関する研修：年 2 回					

職員体制計画		
職員体制計画	専従職員	14名 常勤職員は、保育士11名 (内、常勤11名、非常勤3名)

職員配置基準		
園児の年齢	定員	職員配置基準
0歳児	1÷3人＝	0.33人
1歳児	1÷6人＝	0.17人
2歳児	1÷6人＝	0.17人
基準上必要な職員数（職員配置基準）		3.0人

保育室等の面積基準					
園児の年齢	定員	各室面積合計	誰通使用可能面積	利用者1人当たりの面積	面積基準
0歳児	1	29.83㎡	10.03㎡	10.03㎡	園児1人当たり1.65㎡
1歳児	1	29.73㎡	6.63㎡	6.63㎡	園児1人当たり3.3㎡
2歳児	1	23.74㎡	11.94㎡	11.94㎡	園児1人当たり1.98㎡
保育室等の面積		83.3㎡	28.6㎡		

(参考)	
実 施 方 法 (3種類)	【一般型(在園児と合同)】 ・保育所等の定員とはかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・専用スペースは設けず、在園児と合同
	【一般型(専用室独立実施型)】 ・保育所等の定員とかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・在園児とは別の専用スペースを設ける
	【余裕活用型】 ・保育所等で利用児童が定員に達していない場合に定員の範囲内で受け入れる方法 ・基本的に在園児と合同
設備基準概要 ※一般型の場合	● 乳児室又はほふく室及び便所を設けること ● 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に達しない幼児1人につき、1.65㎡ ● ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に達しない幼児1人につき、3.3㎡ ● 満2歳以上の幼児を利用させる事業所には、乳児等通園支援室又は遊戯室及び便所を設けること ● 乳児等通園支援室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、1.98㎡
職員基準概要 ※一般型の場合	● 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に達しない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、事業所一につき2人を下ることはできない ● 乳児等通園支援従事者は、専ら従事するものでなければならない

職員体制計画			
職員体制	専従職員	1名 (内、常勤1名)	保育士1名
職員配置基準			
園児の年齢	定員	職員配置基準	
0歳児	0	÷ 3人＝	0.0人
1歳児	2	÷ 6人＝	0.3人
2歳児	2	÷ 6人＝	0.3人
基準上必要な職員数（職員配置基準）			2人
保育室等の面積基準			
園児の年齢	定員	各室面積合計 (誰通使用可能面積)	利用者1人当たりの面積
0歳児	0	0㎡	園児1人当たり1.65㎡
1歳児	2	17.655㎡	園児1人当たり3.3㎡
2歳児	2	17.655㎡	園児1人当たり1.98㎡
保育室等の面積		35.31	

※次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができず、

- ① 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下①及び②において「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育 所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- ② 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(参考)	
実 施 方 法 (3種類)	【一般型(在園児と合同)】 ・保育所等の定員とはかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・専用スペースは設けず、在園児と合同
	【一般型(専用室独立実施型)】 ・保育所等の定員とはかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・在園児とは別の専用スペースを設ける
	【余裕活用型】 ・保育所等で利用児童が定員に達していない場合に定員の範囲内で受け入れる方法 ・基本的に在園児と合同
	● 乳児室又はほふく室及び便所を設けること ● 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、1.65㎡ ● ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3㎡ ● 満2歳以上の幼児を利用させる事業所には、乳児等通園支援室又は遊戯室及び便所を設けること ● 乳児等通園支援室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、1.98㎡
設備基準概要 ※一般型の場合	● 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、事業所一につき2人を下ることはできない
職員基準概要 ※一般型の場合	● 乳児等通園支援従事者は、専ら従事するものでなければならない

事業所	名	恵庭市立すみれ保育園					
所在地		恵庭市柏陽町3丁目24-1					
施設名		園長 五十嵐 大地					
定員設定		0歳	1歳	2歳	合計		2人
		0人	月・水・金	2人	火・木	2人	
本施設の種類		認可保育所	事業類型	一般型（専用室独立実施型）			
設備の状況							
所有形態		市所有					
使用する保育室等の状況		乳児室	ほふく室	保育室（遊戯室）	便所	調理設備	
		㎡	㎡	17. 655 ㎡	有	有	
運営体制							
提供時間（利用可能枠）	①	9時00分 から 11時00分まで					
	②	時 分 から 時 分まで					
開所日		月曜日～金曜日					
休所日		土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日） 8月13日～15日、3月31日					
職員配置		保育士	常勤	1名	その他の職員	常勤	0名
			非常勤	0名		非常勤	0名
給食の提供		無					
食物アレルギー対応方針		給食提供なし					
非常災害対策・事故対策							
防災・防犯計画		すみれ保育園の安全計画、消防提出の防災計画を活用					
防災訓練		年12回【避難・消火訓練：11回 その他訓練：1回】					
事故発生防止に関する方針等		保育園安全管理対応マニュアルの設定および実施					
苦情への対応							
苦情に対する措置		苦情受付窓口の設置					
職員研修							
研修内容及び回数		職員の資質の向上を図るための研修 ： 年12回					

第2期 えにわっこ☆すこやかプランの実績について(R6 年度)

「第2期 えにわっこ☆すこやかプラン(計画期間:令和2年度から令和6年度)」について
計画最終年度である令和6年度の実績値を報告します。

※一部の計画値(目標値)について R4 年度の中間見直しを踏まえ変更となっています。

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1)3号認定子どもの保育提供率の目標値 (幼児保育課)

	2020 年度 (令和2年)	2021 年度 (令和3年)	2022 年度 (令和4年)	2023 年度 (令和5年)	2024 年度 (令和6年)
目標値	37.5%	38.4%	39.5%	42.6%	43.4%
実績値	37.2%	38.7%	41.1%	45.4%	48.0%

○計画値と実績値に差が出た理由

0～2歳児の人口が推計よりも減少したため。

※令和5年度: 1,434 人→1,346 人(△88人)、令和6年度:1,428 人→1,270 人(△158人)

(2)年度ごとの量の見込みと確保方策（幼児保育課）

■計画値(令和6年度)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニ ーズの 強い子 ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み①	759	291	556	145	474	619	2,225
	1,050						
確保方策②	1,211		579	147	474	621	2,411
特定教育・保育施設	1,211		579	132	418	550	2,340
地域型保育施設	0		0	12	49	61	61
企業主導型保育事業	0		0	3	7	10	10
その他	0		0	0	0	0	0
差し引き(②－①)	161		23	23	0	2	186

■実績値(令和6年度)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニ ーズの 強い子 ども	その他	0歳	1・2歳	小計	
実績値①	523	387	559	62	477	539	2,008
	910						
確保方策②	1,151		579	139	471	610	2,340
特定教育・保育施設	1,151		579	123	417	540	2,270
地域型保育施設	0		0	14	49	63	63
企業主導型保育事業	0		0	2	5	7	7
その他	0		0	0	0	0	0
差し引き(②－①)	241		20	77	△6	71	332

○計画値と実績値に差が出た理由

3号の確保方策については、計画値を下回る結果となったが、令和5年度、令和6年度ともに、0～5歳児の人口が推計よりも減少したため。

※令和5年度：3,073 人→2,859 人(△214 人)、令和6年度：3,060→2,741 人(△319 人)

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)利用者支援事業（えにわっこ応援センター）

■計画値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
量の見込み①	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策	・子育て世代包括支援センターでの情報提供と相談等 ・母子保健コーディネーター等による妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供 及び応援プランの作成				

■実績値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
実績値②	1	1	2	1	1
基本型・特定型	0	0	1	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策 (実施体制)	・子育て世代包括支援センターでの情報提供と相談等 ・母子保健コーディネーター等による妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供 及び応援プランの作成				
②－①	△1	△1	0	△1	△1

○計画値と実績値に差が出た理由

令和 6 年度のえにわっこ応援センター(こども家庭センター)開設に伴い、体制が再編されたため。

(2)延長保育事業（幼児保育課）

■計画値(令和6年度)

(単位人)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
量の見込み①	433	452	449	448	441
確保方策②	433	452	449	448	441
②－①	0	0	0	0	0

■実績値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
実績値①	423	410	380	428	475
確保方策②	433	452	449	448	475
②－①	10	42	69	20	0

○計画値と実績値に差が出た理由

令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会活動の停滞等により、利用者数が減少していたが、令和6年度については、計画値よりも利用者が多くなったため。

(3)学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業) (子ども政策課)

■計画値(令和6年度)

(単位人)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
量の見込み①	668	691	714	737	890
1年生	172	179	188	195	244
2年生	193	202	211	219	247
3年生	148	155	160	168	207
4年生	90	90	90	90	132
5年生	48	48	48	48	44
6年生	17	17	17	17	16
確保方策②	688	890	967	912	928
②－①	20	199	253	175	38

■実績値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
実績値③	630	742	763	813	817
1年生	208	219	236	223	238
2年生	163	226	208	226	199
3年生	147	140	176	189	190
4年生	76	100	87	121	129
5年生	25	39	34	40	47
6年生	11	18	22	14	14
確保方策②	688	890	967	912	928
②－③	58	148	204	99	111

○計画値と実績値に差が出た理由

R5 見直し時の想定よりも、利用が下回ったため。

(4) 子育て支援短期利用事業（えにわっこ応援センター）

■計画値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
量の見込み①	38	30	40	40	40
確保方策②	38	30	40	40	40
②－①	0	0	0	0	0

(単位:人)

■実績値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
実績値③	2	0	23	23	53
確保方策②	38	30	40	40	40
②－③	36	30	17	17	△13

○計画値と実績値に差が出た理由

母の仕事(夜間)により、利用が増加したため。

(5)地域子育て支援拠点事業（子ども政策課）

■計画値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
量の見込み(人回)①	1,839	1,802	1,793	1,785	1,777
確保方策(か所)	6	6	6	6	6

(単位:人/月 対象:0~2 歳児)

■実績値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
実績値(人回)②	687	739	896	885	879
確保方策(か所)	6	6	6	6	6
②-①	△1,152	△1,063	△897	△900	△879

○計画値と実績値に差が出た理由

保護者の就労開始の増加による平日の利用減少や、3歳児未満の子どもの認定こども園の利用の増加のため。

(6)一時預かり事業（幼児保育課）

【幼稚園が実施する預かり保育】

■計画値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
量の見込み①	66,340	66,060	65,822	65,461	65,182
確保方策②	66,340	66,060	65,822	65,461	65,182
か所	10	11	11	11	11
②－①(人数)	0	0	0	0	0

(単位:人)

■実績値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
実績値③	63,213	55,418	55,548	58,789	63,543
確保方策②	66,340	66,060	65,822	65,461	65,182
か所	10	11	11	11	11
②－③(人数)	3,127	10,642	10,274	6,672	1,639

○計画値と実績値に差が出た理由

1号認定こどもの減少により、利用者は減少傾向にあったが、保護者の就労等の理由により、通常の教育時間を延長して預かりを希望する保護者が増えたと考えられる。

【幼稚園以外が実施する預かり保育】

■計画値(令和6年度)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み①	4,278	4,321	4,365	4,403	4,446
確保方策②	4,278	4,321	4,365	4,403	4,446
一時預かり事業 (幼稚園以外)	3,786	3,831	3,878	3,918	3,963
ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	477	475	472	470	468
トワイライト ステイ事業	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0

(単位:人)

■実績値(令和6年度)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
実績値③	2,306	2,627	2,633	2,589	3,044
確保方策②	4,278	4,321	4,365	4,403	4,446
一時預かり事業 (幼稚園以外)	3,786	3,831	3,878	3,918	3,963
ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	477	475	472	470	468
トワイライト ステイ事業	15	15	15	15	15
②－③	1,972	1,694	1,732	1,814	1,402

○計画値と実績値に差が出た理由

教育・保育施設の定員確保が進んだことや、こども人口の減少により、利用者が減少したと考えられる。

(7)病児・病後児保育事業（子ども政策課・幼児保育課）

■計画値(令和6年度)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み①	40	40	40	40	40
確保方策②	40	40	40	40	40
病児病後児保育	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業	40	40	40	40	40
②－①	0	0	0	0	0

(単位:人)

■実績値(令和6年度)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
実績値③	0	7	14	40	20
確保方策②	40	40	40	40	40
病児病後児保育	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業	40	40	40	40	40
②－③	40	33	26	0	20

○計画値と実績値に差が出た理由

大きな感染症等の流行がなかったため。
※R5:ヘルパンギーナやインフルエンザの流行あり

(8)ファミリー・サポート・センター事業(就学時の預かり) (子ども政策課)

■計画値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
量の見込み①	270	270	269	435	435
確保方策②	270	270	269	435	435
②－①	0	0	0	0	0

(単位:人 対象:小学1年～6年)

■実績値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
実績値③	226	400	494	320	315
確保方策②	270	270	269	435	435
②－③	44	△130	△225	114	120

○計画値と実績値に差が出た理由

学童クラブ・子どもひろばなどのこどもの居場所の多様化、1人でのお留守番が増えていることなどが考えられる。

(9)妊婦健康診査（えにわっこ応援センター）

■計画値(令和6年度)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み①	5,369	5,352	5,328	5,292	5,280
確保方策 (実施体制)	・妊婦一般健康診査受診票の交付と医療機関等との連携 ・妊娠期からの切れ目ない支援の充実				

(単位:人)

■実績値(令和6年度)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
実績値②	5,299	5,103	4,655	4,099	4,443
確保方策 (実施体制)	・妊婦一般健康診査受診票の交付と医療機関等との連携 ・妊娠期からの切れ目ない支援の充実				
②－①	△70	△249	△673	△1,193	△837

○計画値と実績値に差が出た理由

妊娠届出数の減少のため。

(10)乳児家庭全戸訪問事業（えにわっこ応援センター）

■計画値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
量の見込み①	444	430	428	426	425
確保方策 (実施体制)	・赤ちゃん訪問員や保健師による乳児家庭(概ね生後4か月まで)の全件訪問 ・発育や育児に関する相談や適切な情報提供 ・不適切な養育などの早期発見				

(単位:人)

■実績値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
実績値②	430	430	420	347	360
確保方策 (実施体制)	・赤ちゃん訪問員や保健師による乳児家庭(概ね生後4か月まで)の全件訪問 ・発育や育児に関する相談や適切な情報提供 ・不適切な養育などの早期発見				
②－①	△14	0	△8	△79	△65

○計画値と実績値に差が出た理由

出生数の減少のため。

(11)養育支援訪問事業（えにわっこ応援センター）

■計画値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
量の見込み①	93	93	93	93	93
確保方策 (実施体制)	・保健師等による養育に関する専門的助言・指導の支援				

(単位:人)

■実績値(令和6年度)

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
実績値②	62	62	83	131	85
確保方策 (実施体制)	・保健師等による養育に関する専門的助言・指導の支援				
②－①	△31	△31	△10	41	△8

○計画値と実績値に差が出た理由

継続した支援を必要とする者が見込んでいた数よりも下回ったため。

(12)実費徴収に伴う補足給付事業（幼児保育課）

○事業実績や実施状況など(自由記載)

【実績 R6年度】

対象者： 1 名

補助額： 29,632 円

病児・病後児保育事業について

1. 事業概要

本事業は、保護者の就労等により、自宅での保育が困難な病気の初期から回復期までのこどもを、市内教育・保育施設で一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とした事業です。

第3期えにわっこ☆すこやかプランにおいて、令和9年度の事業開始を計画しており、多様化する保育ニーズの充実を図ります。

2. 事業内容(予定)

対 象 児 童	0歳6カ月～小学校3年生のこども
開 所 日 数 時 間	午前7時15分から午後6時15分まで (午後7時15分までの延長保育あり)
休 園 日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始
保護者負担	日額1,000円から2,000円(1人あたり) ● 世帯収入による利用料の免除または減免あり ● 給食費等の実費負担あり
設 備 基 準	● 保育室を有すること。その面積は利用定員1人あたり1.98㎡以上とし、1室あたり8.0㎡を下回らないこと。 ● 児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。その面積は利用定員1人あたり3.3㎡以上とすること。 ● 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
職 員 基 準	● 看護師等は1名以上配置 ● 保育士はこども1～3名に対し1名以上配置

3. 募集概要

応 募 資 格	令和7年4月1日現在で、市内において認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の運営実績があること等
整 備 数	市内1施設(1日3人まで)

4. 施設整備に関する補助金等について

当該整備については、国の子ども・子育て支援施設整備交付金の活用を予定しているため、交付金を受けての事業所整備は国の交付内示を受けてからの着工となります。

5. 事業者の選定方法

(1) 事業者の選定は、恵庭市病児・病後児保育事業候補者選定審査委員会が行います。
審査は、恵庭市病児・病後児保育事業選定基準に基づき、書類及びヒアリングにより審査します。

(2) 恵庭市病児・病後児保育事業候補者選定審査委員会の選定結果については、全応募者に対し文書で通知するとともに、市ホームページで公表します。

6. 事業者選定までのスケジュール

日 程	内 容
6月23日	第1回 選定審査委員会(本公募について委員に説明)
7月～8月	● 公募の実施 ● 参加申込書受理 ● 参加資格確認通知書発送 ● 企画提案書の受理
8月～9月	● 第2回 選定審査委員会(審査・評価) ● 事業候補者決定 ● 審査結果通知と公表
R8 年度	施設整備を伴う場合には、改修工事等を実施
R9 年度	事業の開始

※上記スケジュールは予定であり、変更になる可能性があります。

医療的ケア児レスパイト事業について

1. 事業の概要

- ・医療的ケア児の看護や介護を行う家族は、24時間常時介護を行うため、自分の通院や買い物、きょうだいの学校行事などの外出ができないという状況があり、家族が安心して休息したり、外出したりできる時間を作るレスパイトを目的とする。
- ・医療保険制度による訪問看護の時間数を超える訪問看護や医療保険が適用されない保育園や小学校、公園等のレジャー先などでの訪問看護を利用した際の費用を助成する。
- ・令和6年10月より札幌市が開始した事業を、令和7年度より、さっぽろ連携中枢都市圏における「医療的ケア児レスパイト事業」として本市でも実施。
- ・連携市町村と札幌市が協定を締結し、経費を札幌市に負担金として支払う。

【現在】

実施場所	訪問看護サービス提供者
自宅	医療保険による訪問看護 (原則週3回、1回90分)
外出先	×



【令和7年度から】

実施場所	訪問看護サービス提供者
自宅	医療保険による訪問看護 (原則週3回、1回90分) 医療的ケア児レスパイト事業
外出先	医療的ケア児レスパイト事業

2. 対象者

- ・恵庭市に住民登録があり、訪問看護指示書が発行され、月1回以上訪問看護を利用している医療的ケア児

3. レスパイト事業提供者

- ・医療的ケア児が、現に医療保険制度の適用を受けて利用している訪問看護事業所

4. 給付内容

- ・時間：1人当たり、年間48時間
- ・金額：1時間当たり、7,500円（訪問看護事業所に給付）

5. 見込み児童数

対象児童数 5人

○恵庭市社会福祉審議会条例

平成17年3月30日

条例第8号

改正 平成18年6月21日条例第20号 平成25年6月13日条例第23号

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (4) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、審議会及び第7条に規定する専門部会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員（臨時委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
- (2) 障害者福祉専門部会
- (3) 児童福祉専門部会（子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する合議制の機関をいう。）としての機能を有する。）
- (4) その他市長が必要と認める専門部会

- 2 専門部会の委員は、13名以内とする。
- 3 専門部会は、審議会の委員で会長が指名する者及び臨時委員をもって組織する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選により定める。
- 6 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。
- 7 その他専門部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例等の廃止)

- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例（平成16年条例第8号）

(2) 恵庭市高齢化対策協議会条例（平成14年条例第17号）

(3) 恵庭市障害者の住みよいまちづくり推進協議会条例（平成14年条例第15号）

(恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成18年6月21日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月13日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年10月16日条例第27号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施工の際現に附則第6項の規定による改正前の恵庭市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）第7条第4項に規定する委員である者（恵庭市社会福祉審議会福祉有償運送部会の委員である者を除く。）は、この条例の施工の日に、附則第6項の規定による改正後の恵庭市社会福祉審議会条例第3条第3項に規定する臨時委員として委嘱されたものとみなす。

○恵庭市社会福祉審議会条例施行規則

令和4年2月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(専門部会)

第3条 条例第7条に規定する専門部会が審議する事項は、別表のとおりとする。

(専門部会の会議の特例)

第4条 専門部会の部会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、当該専門部会に属すべき委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(専門部会の決議)

第5条 専門部会の決議は、これをもって恵庭市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。ただし、専門部会に係る重要又は異例な事項については、この限りでない。

(守秘義務)

第6条 審議会及び専門部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。ただし、専門部会の個別の庶務は、それぞれの事務を分掌する課等が処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年1月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の恵庭市社会福祉審議会条例施行規則の規定は、令和5年10月16日から適用する。

別表（第3条関係）

専門部会の区分	基本的な審議事項
高齢者福祉・介護保険専門部会	高齢者及び要介護者等の福祉に関すること。
	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに策定後の進行管理に関すること。
	介護保険事業計画に基づく施策に関すること。
	介護サービス等の評価及び質の向上に関すること。
	介護保険の運営等に関すること。
	高齢者福祉に関すること。
障害者福祉専門部会	障がい者等の福祉に関すること。
	えにわ障がい福祉プランの策定並びに策定後の進行管理に関すること。
	えにわ障がい福祉プランに基づく施策に関すること。
児童福祉専門部会	児童福祉、子育て支援及び母子保健に関すること。
	次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定並びに策定後の進行管理に関すること。
	えにわっこ☆すこやかプランに掲げる施策に関すること。
	子どもの集う場所の整備・運営に関すること。
	保育計画及び施設整備計画の策定に関すること。
	子ども発達支援センターに関すること。